

# 平成25年度七戸町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 17,180	千円 8,871,223	千円 65,521	千円 1,575,796	% 17.76	% 18.74

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
24年度	人 163	千円 650,926	千円 63,064	千円 224,880	千円 938,870	千円 5,760	千円 5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は平成24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

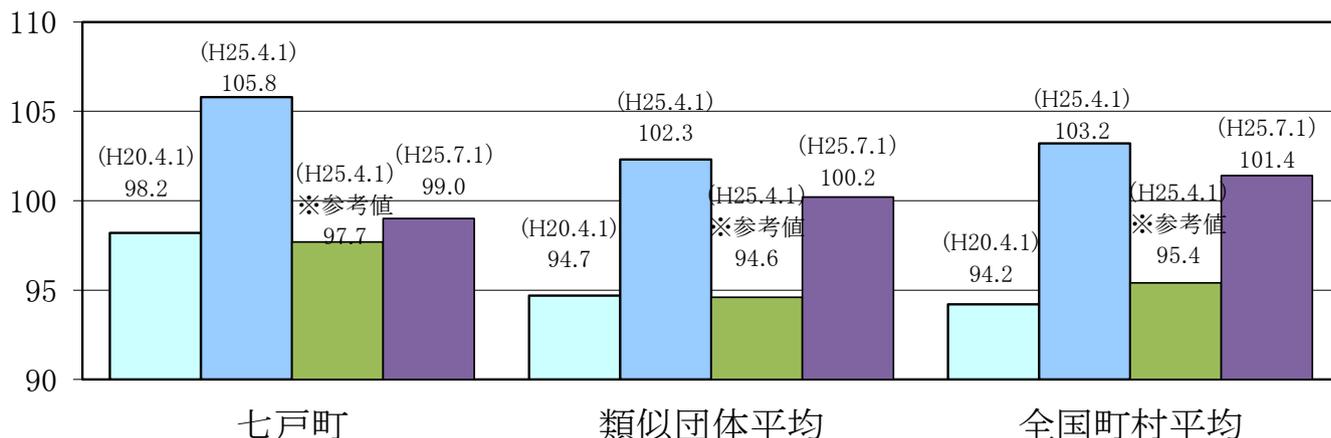
### (3) 特記事項

#### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月から平成26年3月まで
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【参考】	○H25.4.1ラスパイレ指数 105.8 ○H25.4.1ラスパイレ指数(参考値) 97.7 ※国家公務員の給与改定特例法による減額措置がないとした場合 ○減額時点のラスパイレ指数 99.0 ※平成25年7月1日時点
【一般職】	給料表1級・2級の職員 給料の3.5%減額 給料表3級以上の職員 給料の6.5%減額
【特別職】	町長 給料の10%減額 副町長 給料の6%減額 教育長 給料の6%減額
(手当) 【時間外手当】	算定基礎となる給料表の減額を反映

### (4) ラスパイレ指数の状況(各年4月1日現在)

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
七戸町	43.5 歳	324,900 円	346,920 円	343,524 円
青森県	43.5 歳	336,200 円	403,363 円	368,898 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446 円)	-	376,257 円 (405,463 円)
類似団体	42.9 歳	315,355 円	358,466 円	339,887 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似種類	平均年齢	平均給与月額 B	
七戸町	56.8 歳	4人	319,800 円	330,625 円	331,500 円	-	-	-	-
うち自動車運転手	55.3 歳	2人	305,200 円	325,850 円	324,950 円	自家用 自動車運転手	56.5 歳	##### 円	1.28
うちその他	58.5 歳	2人	334,400 円	335,400 円	338,100 円	-	-	-	-
青森県	47.5 歳	405人	310,500 円	348,775 円	335,060 円	-	-	-	-
国	49.9 歳	3,272人	272,119 円 (286,850 円)	-	309,534 円 (325,400 円)	-	-	-	-
類似団体	48.4 歳	13人	281,257 円	302,140 円	293,434 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
七戸町	-	-	-
うち自動車運転手	5,165,700 円	3,528,600 円	1.46
うちその他	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年~24年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
七戸町	49.9 歳	348,960 円	351,660 円
青森県	46.2 歳	390,700 円	430,122 円
類似団体	42.3 歳	305,889 円	328,411 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		七戸町	県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 円 (140,100 円)

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

区 分		経験年数10~14年	経験年数20~24年	経験年数25~30年	経験年数30~35年
一般行政職	大学卒	286,400 円	362,400 円	380,500 円	397,300 円
	高校卒	232,700 円	324,600 円	370,800 円	388,000 円

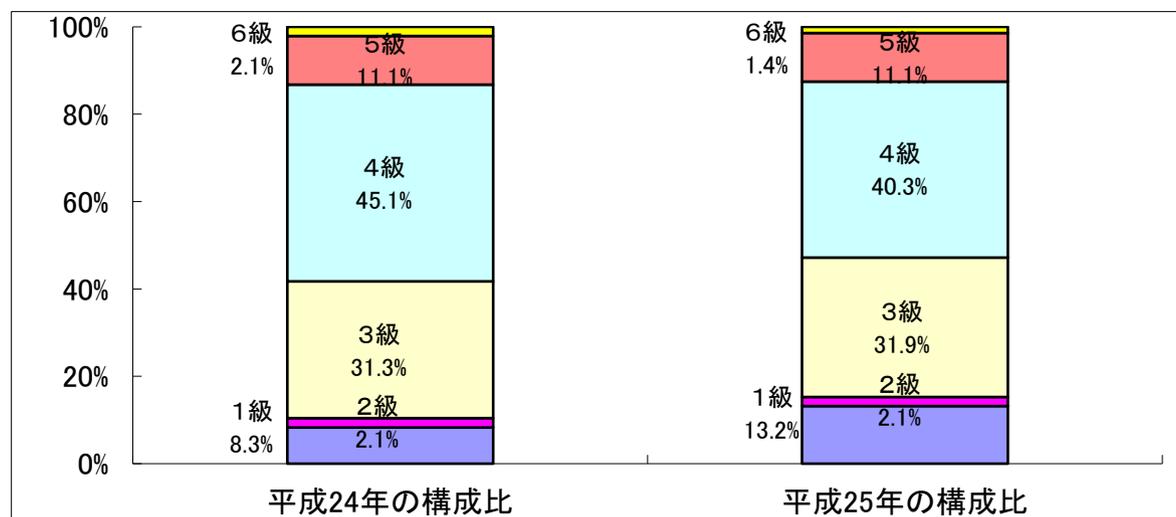
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事、保育士及び幼稚園教諭の職務	19 人	13.2 %	135,600 円	243,700 円
2級	主査、主査保育士及び幼稚園主査教諭の職務	3 人	2.1 %	185,800 円	307,800 円
3級	主任主査、主査保育士、幼稚園主任教諭、主幹、主幹保育士及び幼稚園主幹教諭の職務	46 人	31.9 %	222,900 円	354,700 円
4級	課長補佐、所長補佐、館長補佐、議会事務局次長、農業委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長及び総括主幹の職務	58 人	40.3 %	261,900 円	388,300 円
5級	課長、館長、所長及び局長の職務	16 人	11.1 %	289,200 円	400,600 円
6級	総括的な業務を処理する職務及び参事の職務	2 人	1.4 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映

未実施
-----

4 職員の手当の状況(普通会計)

(1) 期末手当・勤勉手当(平成24年4月1日現在)

七戸町		青森県		国	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,380 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,547 千円		1人当たり平均支給額(24年度) - 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~20%) ・管理職加算(10~25%)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~20%) ・管理職加算(10~25%)	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

未実施
-----

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

七戸町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	21,958 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当

平成24年4月1日より特殊勤務手当廃止。

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	18,509 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	121 千円
支給実績(23年度決算)	15,631 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	111 千円

(5) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・扶養親族1人につき6,500円 (配偶者無場合1人目11,000円) ・15歳から22歳1人につき5,000円加算。	同		14,761 千円	189,237 円
住居手当	借家・借間等最高27,000円	同		4,908 千円	258,312 円
通勤手当	・交通機関利用者(バス・電車等) 運賃相当額(最高支給額55,000円) ・交通用具利用(自転車・自家用車等)2,000円～35,000円	同		7,742 千円	69,747 円
管理職手当	30,000円～40,000円	同		6,960 千円	366,316 円
寒冷地手当 (11～3月の月額)	・世帯主 扶養親族のある職員 17,800円 扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同		10,150 千円	62,654 円

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区分		給料		月額		等
給料	町	長	751,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		副町長	587,000 円	812,000 円	556,500 円	
報酬	議	議長	287,000 円	338,000 円	243,000 円	
		副議長	233,000 円	231,000 円	209,000 円	
		議員	225,000 円	241,000 円	183,300 円	
期末手当	町	議長	(24年度支給割合)			
		副議長	2.80 月分			
退職手当	町	議長	(24年度支給割合)			
		副議長	2.80 月分			
退職手当	町	長	(算定方式)	(1期の手当の見込額)	(支給時期)	
		副町長	在職月数×45.5/100	1,640万円	任期毎	
			在職月数×26.5/100	746万円	任期毎	

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

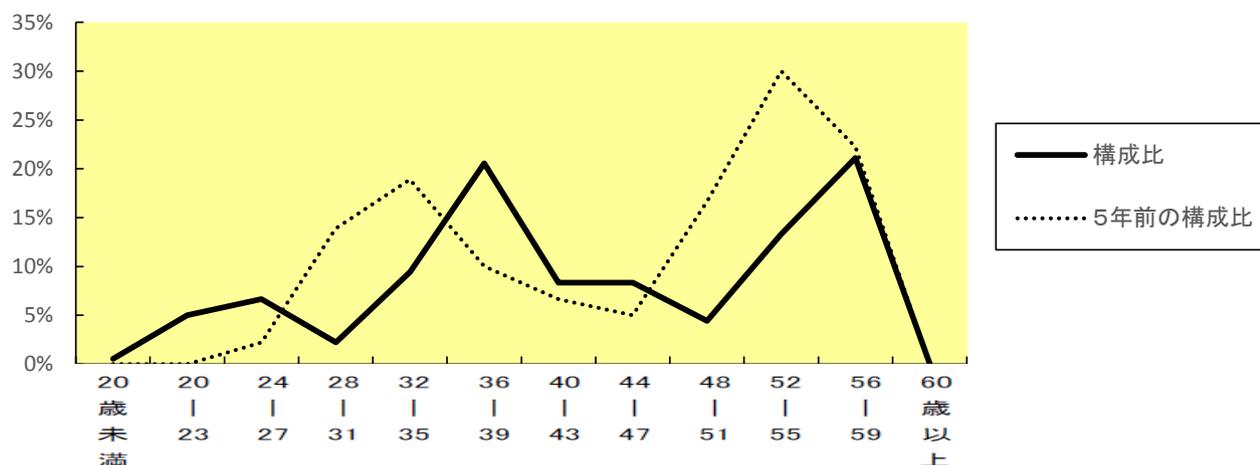
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	福祉関係を除く	95	96	1	人員配置の見直し
	民 生	17	15	▲ 2	人員配置の見直し
	衛 生	16	16	0	
	計	128	127	▲ 1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 73.92人 〈類似団体の人口10,000人当たり職員数 88.36人〉
	教 育 部 門	35	35	0	
	小 計	163	162	▲ 1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 93.81人 〈類似団体の人口10,000人当たり職員数108.24人〉
公営企業等 会計部門	水 道	6	5	▲ 1	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	10	10	0	人員配置の見直し
	小 計	19	18	▲ 1	
合 計		182 [ 256 ]	180 [ 256 ]	▲ 2	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 104.77人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	1人	9人	12人	4人	17人	37人	15人	15人	8人	24人	38人	0人	180人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	168	150	134	126	128	127	▲ 41 (▲ 24.4)
教育	40	42	39	36	35	35	▲ 5 (▲ 12.5)
普通会計	208	192	173	162	163	162	▲ 46 (▲ 22.1)
公営企業等会計	18	18	20	20	19	18	0 (0)
総合計	226	210	193	182	182	180	▲ 46 (▲ 20.4)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B/A	(参考)23年度の総費用 に占める職員給与比率
24年度	千円 231,394	千円 46,920	千円 33,940	千円 14.7	% 14.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 6	千円 22,892	千円 3,122	千円 7,926	千円 33,940	千円 5,657

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は平成24年4月1日現在の人数である。

#### ②職員の基本給、平均月収及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
七戸町	44.4 歳	346,455 円	478,865 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	— 歳	—	— 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当(平成24年4月1日現在)

七戸町		七戸町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,121 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,380 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)	

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(24年4月1日現在)

七戸町			七戸町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	21,958 千円	

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### ウ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	907 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	151 千円
支給実績(23年度決算)	451 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	75 千円

### エ その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・扶養親族1人につき6,500円 (配偶者無場合1人目11,000円) ・15歳から22歳1人につき5,000円 加算。	同		1,290 千円	258,000 円
住居手当	借家・借間等最高27,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	・交通機関利用者(バス・電車等) 運賃相当額(最高支給額55,000円) ・交通用具利用(自転車・自家用車 等)2,000円~35,000円	同		139 千円	69,600 円
管理職手当	30,000円~40,000円	同		360 千円	360,000 円
寒冷地手当 (11~3月の月 額)	・世帯主 扶養親族のある職員 17,800円 扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同		482 千円	80,300 円

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定した。

### ○基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託の推進等を行い、総人件費の抑制を図る。

### ○具体的な取組内容

#### ①給料表

平成18年の給与構造見直しの実施に併せて、給料表を国の行政職俸給表（二）に準拠して改定している。

#### ②昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行っているが、昇格・昇給の基準について、国の運用を参考に見直しを行う。

### ○その他

技能労務職員については原則として不補充としている。